

平成20年3月26日
全国知事会
男女共同参画特別委員会

防災分野における男女共同参画の推進に関する調査結果

- 調査目的 男女共同参画特別委員会における「防災分野における女性の視点」に関する協議への活用。
- 調査期間 平成20年2月12日～2月21日
- 調査内容基準日 平成20年1月1日現在
- 調査対象 47都道府県（回答率100%）

記述部分については、都道府県にかかわらず「県」と表記しています。

1. 防災行政の分野において、男女共同参画の視点の必要性や施策への反映方法などについて議論されたことがあるか

	ある	ない	計
都道府県数	30 (63.8%)	17 (36.2%)	47 (100.0%)

a. 議論の内容（主な事例）

- ・ 平成 17 年 7 月に国の防災基本計画が修正され、男女のニーズの違い等、男女双方の視点到配慮した対策の充実が記載されたことに伴い、県地域防災計画へどのように記載するか検討を行い、平成 18 年 6 月の県防災会議に県地域防災計画の修正案を諮り承認を受けた。
- ・ 20 年 2 月、女性議員の会との懇談会において女性の視点に立った防災の取り組みについて議論を行った。
- ・ 19 年 7 月、20 年 2 月、「地震防災対策アクションプログラム避難所のあり方ワーキンググループ」において女性の視点にたった避難所運営の手法の検討を行った。
- ・ 県防災条例の検討委員会は、12 名中 5 名は女性の委員であり、女性の意見を反映している。
- ・ 「防災指針作成にかかる男女共同参画部会」を設置、
 災害前 災害分野への女性の参画促進、 男女がともに支えあう地域づくりの推進、
 災害時 地域コミュニティの担い手としての女性力発揮、 被災者への細かい配慮 について検討

2. 防災分野に女性の意見を反映するための具体的な施策・制度があるか

	ある	ない	計
都道府県数	11 (23.4%)	36 (76.6%)	47 (100.0%)

a. 施策・制度の内容

【防災会議等における女性委員の参画】

- ・ 防災会議のメンバーに女性委員を入れている。
- ・ 自主防災活動推進委員会の委員に女性を委嘱し、自主防災活動や避難所運営について女性の視点から意見や提言をもらっている。

【女性の意見を反映する制度的仕組みの整備】

- ・ 女性の知恵と感性を県政の各分野に活かすため、県内在住の20歳以上の女性を委員とする委員会を開催し、防災分野について提案をまとめ知事に提出した。
- ・ 女性消防団員意見発表会の開催（隔年開催）
- ・ 防災会議等において、女性の視点からの意見をいただくとともに、総合防災訓練や防災フェスタ等の機会を捉えて、女性を含めた地域住民に参画いただいている。
- ・ 防災会議の開催、計画策定等にあたってのパブリックコメント制度、婦人防火クラブからの意見聴取

【避難所の運営に関する具体的指針等の整備】

- ・ 避難所の運営に関する指針を定め、女性への配慮を含めた市町村避難所運営マニュアルを作成
- ・ 県地域防災計画に避難所における男女双方の視点を取り入れた運営管理等を明記

【その他】

- ・ 自主防災組織の活性化を図るため、自主防災組織の心構えなどを紹介したパンフレット等を市町に配布し、リーダーの育成や男女双方の参加を促す。

3. 都道府県男女共同参画計画の中に、防災に関する記述があるか

	ある	ない	計
都道府県数	35 (74.5%)	12 (25.5%)	47 (100.0%)

a. 記述項目・内容

記述項目・内容
<p>第2章 新計画の体系と施策の方向</p> <p>第2 主要課題と施策の方向</p> <p>主要課題2 政策・方針決定家庭への女性の参画の拡大</p> <p>施策の方向1 人材の養成と人材情報の活用</p> <p>基本施策</p> <p>女性の人材養成</p> <p>女性が政策や方針決定の場への参画や能力を発揮できるよう学習機会の提供を行います。また、科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光など、女性の参画により新たな発展を期待できる分野における人材養成に努めます。</p>
<p>(項目) 女性の参画拡大による男女共同参画の推進</p> <p>(原文) あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、科学技術、防災・災害復興などの分野において、女性の参画拡大を促進するための検討を行います。</p>
<p>基本目標 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり</p> <p>重点目標7 防災・災害復興等への男女共同参画の促進</p> <p>防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・災害復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。 ・ 男女のニーズを踏まえた防災計画や防災マニュアル等を作成します。 ・ 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進します。
<p>分野: あらゆる分野への参画の促進 社会・地域活動への参画促進</p> <p>事業名: 防災(語学)ボランティア</p> <p>災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女双方の「防災(語学)ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。</p>
<p>防災・災害復興分野における取組</p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。</p> <p>具体的には、女性に配慮した非常用物資(生理用品や授乳用粉ミルク等)の備蓄促進を図ったり、避難所の運営に当たっては女性の相談員やカウンセラーの配置に留意し、被災女性の立場に立った相談体制を設けるように努めます。更に、消防団員への加入促進を図るなど、女性の防災現場への進出を支援します。</p> <p>課名 事業名 総務部 消防防災課 県婦人防火クラブ指導者育成研修会</p>

<p>基本目標 :あらゆる分野へ参画するための環境の整備</p> <p>重点課題1:政策・方針決定過程への参画</p> <p> 施策の方向(2):県市町村における女性の参画促進</p> <p> 具体的な施策展開の方向:防災(災害復興)事業における女性の参画促進</p> <p>重点課題3:地域社会における男女共同参画の促進</p> <p> 施策の方向(1):男女が共に参画する地域活動の促進</p> <p> 具体的な施策展開の方向:防災活動の促進</p>
<p>「地域活動における男女共同参画の促進」</p> <p>推進項目(抜粋)</p> <p>・災害時の男女のニーズの違いの把握など、男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアル等の検討</p> <p>・防災・災害復興訓練や自主防災組織などへの男女共同参画の意識啓発</p>
<p>第2章 基本計画の内容</p> <p>2 目標と基本的な課題</p> <p> 目標 みんながその人らしく生きることができ、みんなで誰をも尊重しあい、自立をはぐくむ社会をめざします</p> <p> (基本的な課題1) みんなの人権の尊重と侵害の解消</p> <p> 【現状と課題】及び【施策の方向と具体的取組】(記述内容省略)</p>
<p>重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進</p> <p>施策の方向(4)男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制の促進</p> <p> 防災・復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p> 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制への女性の参画を促進します。</p>
<p>6-6 人々の暮らしの改善につながる分野における男女共同参画の推進</p> <p>科学技術、防災・災害復興の分野で活躍する女性は少ない状況にあります。また、地域おこし、まちづくり、観光の分野では、女性の活動は広がっているものの、リーダーとして活躍している割合は必ずしも高くありません。環境の分野においては、女性の関心、豊富な知識や経験が、より広いかされることが求められています。これらの人々の暮らしの改善に直接つながる分野における男女共同参画を一層推進するため、情報の提供、意識啓発、学習機会の提供などに取組みます。</p> <p>「防災分野における女性の参画の拡大」</p> <p>防災に関する計画やマニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるとともに、その策定段階における女性の参画を拡大します。また、消防団等における女性の活躍を促進します。</p>

<p>【基本目標と施策の展開】</p> <p>基本目標13</p> <p>「現状と課題」</p> <p>こうした状況の中、男女共同参画の視点に立って新たに施策に取り組むことが求められている分野があります。</p> <p>災害対策の分野では、被災時に増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっており、防災対策は男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。</p> <p>「施策の方向」</p> <p>防災分野における男女共同参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する施策や方針決定過程への女性の参画拡大に努めます。 ・ 女性消防団員の加入を促進するとともに、自主防災組織の活動における男女共同参画の取組を促進します。 ・ 県の地域防災計画の見直しに当たっては、災害時における男女のニーズの違いに配慮するとともに、災害用備蓄についても男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品の配慮を検討します。 ・ 災害発生時の対応に関する各種マニュアルについて、男女共同参画の視点を取り入れた内容にするよう努めます。
<p>基本目標 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現 課題9 地域で安全に安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(2) 防災・災害復興の分野における女性の参画の拡大</p> <p>男女共同参画の視点を取り入れたマニュアルづくり</p> <p>男女共同参画の視点を踏まえた復興支援</p>
<p>男女共同参画プラン21(改定版)</p> <p>基本的課題8 新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進</p> <p>施策の方向</p> <p>防災・災害復興分野における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県地域防災計画」に男女のニーズの違いなど男女双方の視点を位置付けたことに伴い、災害時における避難所の運営に際しては、男女のニーズの把握に努めるとともに、避難者に対して適切な支援が行われるよう市町村に助言していきます。 ・ 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進などを推進し、その育成を図っていきます。 ・ 自主防災組織の育成・強化を図るため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどして、これらの組織の日常化、訓練の実施を促します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改訂計画の重点事項 新たな取組を必要とする、防災(災害復興を含む)、地域づくり、観光、環境等の各分野における男女共同参画を推進します。 ・ 地域における男女共同参画への取組支援 新たな取組を必要とする、防災(災害復興を含む)、地域づくり、観光、環境分野などに男女がともに参画できる機会を確保するよう努めるとともに、市町、団体等に働きかけます。
<p>重点目標 新たな取組 (中略)</p> <p>〔施策の方向〕</p> <p>(2)防災(災害復興を含む)における推進</p> <p>災害発生時には、家庭的責任が女性に集中するケースが多いなどの男女ニーズの違いを把握し、男女共同参画の視点による防災(災害復興)対策に努めます。 (中略)</p> <p>〔主な施策〕</p> <p>(2)防災(災害復興を含む)における推進</p> <p>地域防災計画の見直し</p> <p>男女のニーズの違い等、男女両方の視点に配慮した避難生活の環境を整備するなど、地域防災計画の見直しを行います。</p>

第3章 施策の基本的な方向 2 重点課題に基づく施策の基本的な方向 (3)民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけに記述しており、その内容は次のとおりです。

「防災(災害復興を含む。)地域おこしまちづくり、観光、環境等の分野において、方針決定の場への参画など女性の活躍が促進されるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。」

5 新たな分野への取組を進めます

今後男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化を図ることにより新たな発展を期待できる分野があります。防災・災害復興分野、環境分野、科学技術分野における男女共同参画の推進を図ります。

< 防災・災害復興分野 >

男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画、マニュアルを作成します。

女性のニーズ、意見を活かすことのできる仕組みをつくります。

【男女のニーズの違いに配慮した防災・復興対策の推進】

「被災時やその後の復興時に生じる女性をめぐる諸問題の発生を防ぐため、「県地域防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を確立します。また、地域コミュニティにおいて防災思想の普及・徹底を図る役割を担う市町村が、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策を推進するよう支援します。」

施策の方向 「新しいふるさとづくりへの男女共同参画推進」

1 ふるさとづくりへの県民参画促進

(5) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

…近い将来発生するといわれている東南海・南海地震による甚大な被害も想定されているため、男女のニーズの違いを把握するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を早急に確立していく必要がある。

基本課題 14 防災・災害復興への取り組みの促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」

- ・ 防災・災害復興に関する方針決定に際し、男女共同参画の視点を取り入れるため、関係審議会委員等への女性の参画を促進します。

(2) 地域の消防・防災力の向上

「消防団への女性の入団促進」

- ・ 消火・警防活動のほか、防火指導や予防指導等、消防団の活動が多様化しており、地域の安全を確保する観点からも、女性の消防団への入団を促進します。

「女性リーダーの育成支援」

- ・ 地域防災力の中核となる自主防災組織の取り組みを支援するとともに、女性も地域防災の担い手となるよう支援します。

「民間防火組織の育成」

- ・ 防火思想の普及及び家庭における火災予防の徹底を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化に努めます。

「研修の実施」

- ・ 婦人防火クラブの会員等を対象に研修会を開催し、民間防火組織の育成を図ります。

(3) 防災・復興支援

「県民に対する防火思想、防火知識の普及」

- ・ 平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すとともに、県民の防災意識の高揚を図ります。

「防災教育の充実」

- ・ 地震や津波などの自然災害に備えるために、子どもたちへの防災教育を推進します。

また、防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の諸課題の解決の方策を協議するとともに、教職員の指導力を向上させるため、研修会や訓練等の充実を図ります。

「被災現場への女性職員の配置」

- ・ 防災・復興対策は、男女双方の意見を反映して進める必要があるため、救急・救助、医療、介護などの専門的な知識・技能を有する者のほか、消防職員や警察官などについては、被災現場の状況に応じて女性職員を適切に配置します。

「各種対応マニュアルの策定」

- ・ 地域防災計画や危機管理マニュアル等防災や危機管理に関する各種対応マニュアルの策定にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。

「災害救援専門ボランティア制度の運営」

- ・ 県内外で大規模な自然災害や事故等が発生した場合に派遣する災害救援専門ボランティアについて、女性の登録を促進します。

防災・復興分野で男女共同参画を進めよう。

被災現場にあって被災者の中には、女性、高齢者、子どもたちが多数おられるので、防災マニュアルなどを作るときには、これらの人たちに参加していただき、「老・若・男・女」の視点を取り入れます。また、地域での防災や消防の取組に女性の力を活かします。

基本目標 重点目標5

推進する施策 「地域社会における男女共同参画の促進」

施策の内容

- ・ 自主防災組織の設置及び活動の促進
- ・ 地域における女性消防団員の確保・充実

<p>(施策の基本的方向 (1)防災・災害復興対策における男女共同参画の推進)</p> <p>具体的な取組</p> <p>男女のニーズの違いを把握した防災・災害復興対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県地域防災計画及び各種災害対応計画、マニュアルの検討において、女性の意見の反映に努めるとともに次の施策を検討します (総務部)。 <p>県の災害体制において、災害時における女性相談窓口の設置、育児支援、心のケア等において女性を支援する体制の整備の検討を行います。</p> <p>被災者の支援にあたる女性職員による支援チーム等の検討を行います。</p> <p>市町村に対し、市町村地域防災計画等において女性の意見が反映されるよう働きかけます。</p> <p>市町村等の設置する避難所において女性に必要な配慮が行われるよう助言を行います。</p> <p>避難所における適切な女性への配慮を予め定めている市町村数 数値目標</p> <p>17年度 0市町村 22年度 21市町村</p>
<p>【項目】 安心づくりー1生涯を通じた健康と自立の支援 - (2)誰もが安心して暮らし、自立できるための支援</p> <p>【記述内容】 防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。</p>
<p>項目 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>記述内容</p> <p>女性の管理職や役職への登用促進に向け、社会気運の醸成に努めるとともに、事業者、各種団体等に対し、協力要請や自主的な取組に向けた情報提供等の支援を行います。また、防災分野、まちづくり、環境分野等、国の第2次男女共同参画基本計画で示された「新たな取組を必要とする分野」に関する政策・方針決定過程への女性の参画についても、同様に取り組みます。</p> <p>項目 地域社会への男女共同参画の促進</p> <p>記述内容</p> <p>防災の分野における男女共同参画や、まちづくりに関する意思決定の場への女性の参画の拡大、環境保全活動に関する学習機会や交流の場の提供など、国の第2次男女共同参画基本計画で示された「新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進」に向けた取組を進めます。</p> <p>項目 地消防団員に占める女性の割合</p> <p>記述内容</p> <p>H18現状 3.8% H22増加させる</p>
<p>基本目標:あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>施策の方向:政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <p>防災計画、災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を位置づけます。また、防災分野で、男女の性別だけで役割を決めてしまうような性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、女性特有のニーズを的確に把握するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。</p>
<p>主要課題8 地球社会における男女共同参画</p> <p>(3)男女共同参画と防災</p> <p>県地域防災計画に規定した男女双方の視点、女性の参画に関する事項について、市町村地域防災計画に規定するよう要請するなど、その推進を図ります。</p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催や、女性リーダーの育成など、男女が共同して地域防災力の向上に取り組むよう支援します。</p> <p>消防職員について、防災の現場に女性職員が配置されるよう、採用・登用の段階も含めて指導します。また、その職業能力の向上についても配慮します。</p> <p>消防団における女性の活躍を促進します。</p>

主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

重点目標(3) 様々な分野における男女共同参画の推進

施策の方向 新たな分野における男女共同参画の推進
(課題)

・まちづくりや観光など地域の活性化や、防災・災害復興や環境保全などの課題に、男女がともに参画して取り組んでいく必要があります。また、科学技術などあらゆる分野での男女共同参画の推進が求められています。

施策の方向 新たな分野における男女共同参画の推進

防災(災害復興を含む)にかかわる男女共同参画の推進

- ・消防職員・警察官について、防災の分野への女性職員の配置促進
- ・市町及び消防団における女性が参加しやすい環境整備、女性消防団員の確保を促進
- ・自主防災組織への女性の参画促進
- ・男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理

目標5 地域における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 男女のニーズの違いを配慮しての防災・災害復興対策

具体的施策 ア 男女のニーズの違いを配慮しての防災・災害復興対策等の実施体制の整備

施策 116 女性特有の問題に対応できる支援体制の確立

防災計画や各種対応マニュアルについて、男女のニーズの違いに配慮し策定する。

女性が必要とする物資の確保等に努める。

健康相談、心のケア相談等に対応するため、避難所への保健師の派遣や保健環境福祉事務所での相談体制を確立する。

男女共同参画センターで女性特有の問題に関して相談を受ける。

防災等の企画立案において、女性の視点も反映できるよう努める。

女性特有の問題に対応できるよう、災害ボランティアの養成を図る。

(現状と課題)

過去の災害時に、増大した家庭的責任が女性に集中し、女性のストレスが増えたり、また、被災女性に比べ、行政・ボランティアともに支援する側に女性の担当者が少ないこと、男女のニーズの違いを把握しない予防、応急、復旧、復興対策が行われたこと等の問題が発生しており、男女共同参画の視点での防災・災害復興対策が必要です。

(推進項目)

防災対策の推進

災害予防対策や災害応急対策、災害復興など、防災対策の実施にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れた対策の推進に努めます。

基本目標 男女で支える豊かな地域づくり

重点目標9 地域社会での男女共同参画の促進

具体的な施策

6 防災における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開

男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図る。

(2) 防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められており、女性の消防団への加入を促進する。

重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進

現状と課題

(防災に関する記述)

…従来、防災・災害復興分野には女性の参画があまり進んでいませんでした。しかし、過去の被災時に、増大した家庭的責任が女性に集中し女性のストレスが増えたこと、支援する側に女性が少なく男女のニーズの違いを把握した予防、復旧・復興対策等が行われなかったことなどの経験や女性高齢者の被災が多いことなどから、防災・災害復興分野における女性の参画が必要です。…

(3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

各種防災関係の計画づくりや施策に男女共同参画の視点を取り入れます。消防防災課
 自主防災組織活動への女性の参画を促し、地域内の防災点検活動、防災訓練などで消防機関等と協働する地域防災体制づくりを推進します。消防防災課
 災害発生後の避難場所の開設や、避難場所の運営・管理などにおいて、男女のニーズの違いに配慮できるよう女性の参画を図ります。消防防災課
 女性の消防団や女性消防職員の採用など、防災・消防体制の充実強化に向けて積極的な取り組みを推進します。消防防災課

第4章行動計画 3「職場、家庭、地域への男女の共同参画の実現」

(3) 活力ある地域の創造

「男女双方の視点に配慮した地域における消防・防災活動を行うため女性消防団員を育成します。」

施策の基本的方向(21) 防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進

防災・災害対策における男女のニーズの違いに配慮して、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めます。

具体的施策

自主防災組織の活動活性化のための支援、女性の参画促進、女性リーダーの養成
 防災計画や各種対応マニュアルにおいて、男女のニーズの違いに配慮
 防災等の企画立案において、女性の視点も反映
 女性消防団員確保の促進

事業計画

基本方向

「防災・災害復興への取組の促進…男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立に努めます。」

b. 記述開始年月

	平成 17 年 以前	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	不明	計
都道府県数	0	1	19	14	1	35
	(0.0%)	(2.9%)	(54.3%)	(40.0%)	(2.9%)	(100.0%)

4. 都道府県地域防災計画の中に、男女共同参画の視点を取り入れているか

	取り入れている	取り入っていない	計
都道府県数	40 (85.1%)	7 (14.9%)	47 (100.0%)

a. 取り入れている項目

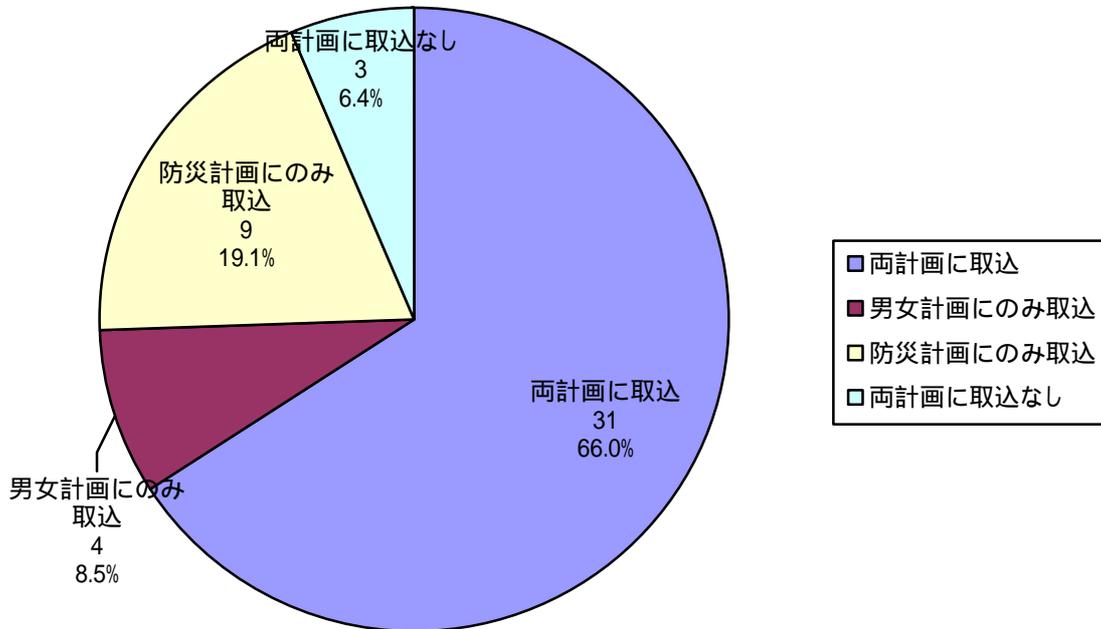
防災計画の男女共同参画に係る記述
地域防災計画において、避難所の運営に関して男女別のニーズの違い・男女双方の視点に配慮することの記述。
風水害等編 第3章 第5節 自主防災組織等の確立 地震 編 第3章 第4節 自主防災組織等の確立
・防災知識の普及を図る際には、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 ・自主防災組織の育成、強化を図る際には、女性の参画の促進に努めるものとする。 ・避難所において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等へ配慮する。
第4章 避難所運営計画 6 収容避難所運営に係る留意点 (1) 市町村のとりべき措置 オ男女のニーズの違いに配慮 「市町村は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した収容避難所の運営管理に努める。」
一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難 避難所の設置時の運営において、避難所の環境整備等、男女双方の視点等に配慮することと規定している。
「避難所運営計画」において、避難所への女性職員配置、避難住民による避難所管理組織への男女共同参画の配慮、避難所でのプライバシーの保持、更衣室・授乳室の確保、仮設も含めたトイレの男女別設置、生活必需品の提供に際しての性別等に基づくニーズへの対応について記載
避難所の設置について等
・ 避難所運営において男女双方の視点に配慮すること。 ・ 自主防災組織や消防団への女性参加を促進させること。
避難所の運営について
1) 自主防災組織の育成(女性の経験や能力を活用するとともに十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める) 2) 防災都市づくり(市町村において、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえながら防災都市づくり計画を策定) 3) 消防団の強化(女性消防団員の積極的確保、能力活用等) 4) 災害時要援護者の支援体制の整備(体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付ける) 5) 避難施設等の整備(児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための整備) 6) 生活相談(県庁内に被災者相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別 相談窓口を設置)

<p>・「県民の自主防災活動の拡充強化(消防団の機能強化)」～県は、消防団の施設、設備の充実、青年、女性、地域の企業従事者などの参加を促進し、その機能強化に市町村と共に努めます。</p>
<p>防災知識の普及、防災訓練の実施、避難場所の運営管理(平成20年1月27日協議終了)</p>
<p>防災訓練、避難所での避難生活の運営</p>
<p>「消防・水防活動計画」において、女性消防団の加入促進 「自主防災組織の育成に関する計画」において、女性の参加促進 「防災知識普及計画」、「避難所の開設・運営」において、男女のニーズの違いに配慮する</p>
<p>・ 自主防災組織の育成 ・ 避難所の開設及び運営</p>
<p>風水害等災害対策・地震災害対策計画:災害予防対策 自主防災組織・ボランティアとの連携、 防災訓練及び防災意識の向上、災害応急対策 避難所の開設 地震災害対策計画:災害応急対策 救援</p>
<p>地域住民の自主防災組織、防災訓練の参加、消防団組織、避難所の整備</p>
<p>避難所の運営について対策を講ずるにあたり配慮すべき観点として「男女のニーズの違い」を盛込んでいる。</p>
<p>平成18年2月17日の県防災会議において、県地域防災計画の第1章総則 第1節計画の方針にある記載を、「女性の参画を含め地域の有する機能が十分発揮されるよう努める」として修正するほか、第3章 災害応急対策計画 第4節 災害救助保護計画の避難所の運営について、「被災者のニーズや男女のニーズのちがいに配慮するとともに」を追記。</p>
<p>災害予防計画、防災知識普及計画、防災訓練・調査計画、自主防災組織整備計画等に男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮に関する事項を記載</p>
<p>地域防災計画(平成19年3月修正)</p>
<p>・ 災害予防対策における防災体制の整備 「防災訓練の実施」 ・ 災害予防対策における地域防災力の向上 「防災意識の向上」、「自主防災体制の整備」 ・ 災害応急対策における避難収容 「避難所の開設・運営」</p>
<p>第2章 災害予防計画 第3節消防団員による地域防災体制の充実強化計画 第3 消防団員数の確保 (3)女性消防団の確保 第4章 災害復旧計画 第2節 被災者の生活確保 第2 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等におけるストレスなどの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談 こころの悩み相談、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談、法律相談)</p>
<p>・基本計画編...第2編「第28章 防災知識普及計画」、「第29章 自主防災組織整備計画」、第3編「第5章 第3節 避難計画」 ・震災対策計画編...第3編「第26章 防災知識普及計画」、「第27章 自主防災組織整備計画」、第4編「第5章 第3節 避難計画」</p>
<p>「避難所の運営」- 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すること。 「自主防災組織の育成」- 女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮すること、また、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努めることとする。</p>
<p>女性や災害時要援護者等の多様な視点を生かした対策の推進方針、避難所への育児や介護経験のある職員の配置、男女共同による避難所運営、男女別のトイレの確保</p>
<p>避難所の設置・運営</p>
<p>避難所における女性への配慮</p>

<p>第6節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>4 消防団への入団促進</p> <p>5 自主防災組織の育成, 指導</p>
<p>自主防災思想の普及啓発・防災訓練の実施・避難所運営</p>
<p>一般対策編第2章災害予防対策計画第21節避難体制整備計画・第28節自主防災組織育成計画</p> <p>一般対策編第3章災害応急対策計画第13節避難計画</p>
<p>・「災害予防計画」の「自主防災組織の育成に関する計画」</p> <p>・「災害応急対策計画」の「避難計画」</p>
<p>・自主防災組織活動や防災訓練への女性の参加促進</p> <p>・防災啓発における男女のニーズの違いに関する知識</p> <p>・避難所運営に関する男女のニーズの違い</p>
<p>・「予防対策の推進」のうち、「民間防火組織の育成」として、婦人防火クラブの育成を図ることとしている。</p> <p>・避難場所の運営の項目で、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮することとしている。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 災害応急対策活動 第4節避難計画</p> <p>第5 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営(市町村)</p> <p>(3)男女のプライバシーの違い等男女双方の視点等に配慮</p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 第3章 被害者等の生活再建等の支援 第2節 女性のための相談</p>
<p>・公共施設、交通施設等の整備</p> <p>・防災思想・知識の普及</p> <p>・自主防災組織等の育成強化</p> <p>・避難所の設置・運営</p>
<p>1 消防団の育成・強化の推進</p> <p>2 自主防災組織の整備の促進</p> <p>3 避難所の運営</p>
<p>防災知識の普及啓発、 自主防災組織等の育成、 避難所の運営</p>
<p>市町村の避難所の管理運営について</p> <p>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。</p>
<p>自主防災組織育成計画、避難計画、防災知識普及計画、防災訓練計画</p>

(都道府県男女共同参画計画、都道府県地域防災計画、双方への視点取込状況)

視点取込状況	都道府県数
両計画に、双方の視点が取り込まれている	31 (66.0%)
男女計画にのみ、防災の視点が取り込まれている	4 (8.5%)
防災計画にのみ、男女の視点が取り込まれている	9 (19.1%)
両計画に、どちらの視点も取り込まれていない	3 (6.4%)
計	47 (100.0%)

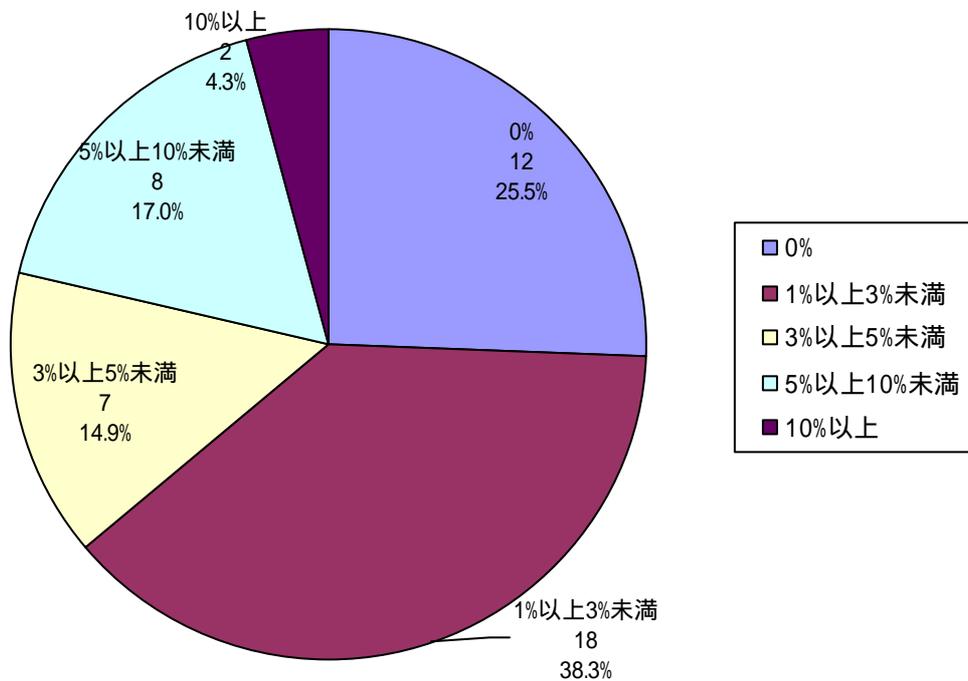


5 . 都道府県防災会議の構成

	委員総数	うち女性委員数	女性委員就任率
都道府県合計人数	2,417	76	3.1%
都道府県平均人数	51.4	1.6	3.1%

(女性委員就任率の分布)

策定率区分	都道府県数
10%以上	2 (4.3%)
5%以上 10%未満	8 (17.0%)
3%以上 5%未満	7 (14.9%)
1%以上 3%未満	18 (38.3%)
1%未満(0%)	12 (25.5%)
計	47 (100.0%)



6. 女性委員の就任条項（災害対策基本法第十五条）

（都道府県防災会議の女性委員就任状況）

	就任している	就任していない	計
都道府県数	35 (74.5%)	12 (25.5%)	47 (100.0%)

（回答対象：35 都道府県）【複数回答有】

就任条項	都道府県数	人数
15-2 知事	5	5
15-5-1 指定地方行政機関	8	8
15-5-2 陸上自衛隊	0	0
15-5-3 教育委員会	1	1
15-5-4 警察本部	1	1
15-5-5 都道府県職員	13	26
15-5-6 市町村長及び消防機関の長	2	2
15-5-7 指定公共機関・指定地方公共機関	23	33
計		76

第十五条

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

7. 都道府県防災会議以外の防災関係会議等があるか

	ある	ない	計
都道府県数	32 (68.1%)	15 (31.9%)	47 (100.0%)

a. 女性委員の就任状況

(回答対象：32 都道府県 57 会議)

	委員総数	うち女性委員数	女性委員就任率
都道府県合計人数	1,942	99	5.1%
都道府県平均人数	34.1	1.7	5.1%

	女性委員が 就任している	女性委員が 就任していない	計
都道府県数	25 (78.1%)	7 (21.9%)	32 (100.0%)
会議数	40 (70.2%)	17 (29.8%)	57 (100.0%)

会議名	都道府県 数	女性委員就任 都道府県数	女性委員 就任率	女性委員就任枠 (人数)
国民保護協議会	17	17	1~6名、 平均 3.1名 (5.8%)	職指定(8) 団体の長(4) 団体の代表(11) 有識者(27) その他(2)
石油コンビナート等防災本部	16	9	0~4名 平均 1.0名 (3.4%)	職指定(4) 団体の長(2) 団体の代表(7) 有識者(2) その他(1)
防災会議	4	1		職指定(1)
防災対策推進会議	3	2		職指定(2)
消防広域化検討委員会	2	2		団体の長(2) 団体の代表(2) その他(2)
ほか15会議	15	9		

b. 女性委員の構成枠【複数回答有】

(回答対象：25 都道府県 40 会議)

就任枠	都道府県数	人数	職名
職指定	8	19 (19.2%)	市長、労働局雇用均等室長、農林水産部長、健康増進課長、福祉保健部長、医師会(事務局)次長、看護協会会長、東海総合通信局長、婦人会会長、赤十字奉仕団市部委員会副委員長、婦人防火クラブ連絡協議会会長
団体の長	5	9 (9.1%)	本部長、看護協会会長、連合婦人会会長、婦人団体協議会会長、婦人防火クラブ連絡協議会会長
団体の代表	11	25 (25.3%)	女性防火クラブ連絡協議会会長・副会長、婦人消防隊長、少年婦人防火委員会委員、看護協会会長・副会長・支部長、薬剤師会理事、消費者団体連絡協議会委員、建築士会女性委員会副委員長、身体障害者福祉協会理事、老人クラブ連合会女性委員会委員長、民生委員児童委員連合会副会長、町村会理事
有識者	12	34 (34.3%)	PTA 連合会会長、婦人連合会会長、看護科学大学長、大学教授、大学准教授、医科大学看護学部長、大学医学部付属病院助手、社会福祉協議会専門員、高齢者福祉施設長、家庭裁判所家事調停委員、民生委員、国民保護協議会委員、男女共同参画推進連絡会議副会長、婦人防火クラブ連合会会長、婦人防火クラブ連絡協議会会長、ボランティア団体役員、民間企業役員、ガールスカウト日本連盟支部長、コープ理事
その他	5	12 (12.1%)	労働領域総括参事、地方振興局長、災害ボランティア、社会福祉協議会、日本赤十字社支部職員、消防協会職員、婦人防火クラブ連絡協議会会長、女性団体連絡協議会会長、自治会代表者
計		99 (100.0%)	

8. 消防防災・危機管理部局（消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。但し、出先機関は除く。）に女性職員（庶務担当を除く）を配置しているか

	配置している	配置していない	計
都道府県数	31 (66.0%)	16 (34.0%)	47 (100.0%)

a. 最初の配置年月

	H1年以前	H1～10年	H11～15年	H16～19年	不明	計
都道府県数	3 (9.7%)	5 (16.1%)	3 (9.7%)	6 (19.4%)	14 (45.2%)	31 (100.0%)

b. 担当業務・役職

初期配置時期	具体的な担当業務
S37年 消防課予防係に1名配置	副主幹：危険物の規制に関すること。危険物規制事務調査に関すること。消防庁オンライン処理システムに関すること等 副主査：危機管理週間、啓発、注意喚起等に関すること。各部局の危機管理マニュアルの整備見直し・訓練の実施の促進に関すること等 主任主事：八都府県市防災・危機管理対策委員会に関すること。全国知事会及びブロック知事会に関すること。被災者生活再建支援制度に関すること。市町村の地域防災計画の指導に関すること等
S47年以降から配置されていることを確認済。	担当業務 1 消防関係団体の指導、2 防災ヘリコプター協議会、3 室内予算、決算、経理等 役職 主事(平成17年度～)
S57年	通信グループ主査、電気・火薬グループ主査
H2年	消防班・主事
H3年4月	企画課 職員 1名(災害対策支援業務) 消防課 主査 1名(救助業務の指導業務)
H8年度から	広域応援協定 防火対象物および予防業務等
H8年度から配置	消防担当2名(主査1、主任1)及び危機管理・災害対策担当(主任1)の3名が配置されている。 担当業務としては、消防団に関する業務や自主防災組織の育成指導などをはじめ、危機管理を目的とする日直業務や災害応急対応班員としての警戒業務、災害発生時の災害対策など、災害対策全般業務を担っている。
H9年度	・役職 = 事務主任 ・担当業務(主要なもの) 1 救急救助業務(救急業務の高度化を除く)、2 統計関係業務、3 消防力の整備指針及び消防水利の基準指導、4 補助金事務、5 市町村消防計画関係

H9年度からの10年間では、12、18、19年度消防係に1名配属。 (以前から女性職員は配置されていたが、庶務を主とし、防災等を従としていた。)	担当業務 1 危険物規制事務の指導、2 危険物取扱者の試験、講習、免状事務、 3 火災予防、防火管理の指導、4 民間防火組織の育成指導、5 緊急消防援助隊九州ブロック訓練に関する事、6 災害応急対策 役職 主事
H12年4月	防災情報通信システムの維持管理及び運用。
H15年(危機管理部局設置時点)以前の詳細は不明	平成19年度においては、南海地震条例の作成、防災に関するセミナーの開催、自主防災組織の支援、消防協会への補助や消防表彰等
H15年4月	担当業務:消防担当 役職:主事
H17年4月	国民保護・防災業務 主任
H17年度	主査、副主査、主事 ・石油コンビナート等防災対策に関する事、林野火災対策に関する事、災害ボランティアに関する事、自主防災組織の育成推進に関する事、消防団の活性化に関する事、消防の広域化に関する事 等
H18年4月	国民保護に係る業務 (主査)
H18年度からの配置が1名、H19年度からの配置が1名となっている。	役職は主任主査が1名、主事が1名。 担当業務は ・消防法に係る資格試験、講習に関する事。 ・消防法に係る免状交付に関する事。 公益法人の指導監督等に関する事。 火災予防思想の普及啓発に関する事。 民間防火組織の育成指導に関する事。 ・住宅防火対策推進(住宅用火災警報器含む)に関する事等。
H19年度	LPガス保安業務
不明 かなり以前から配置されており時期不明	消防室 1 市町村の消防指導及び消防施設の助成に関する事。 2 消防表彰、消防団員等公務災害補償等に関する事。 3 消防思想の普及宣伝に関する事。 4 危険物の規制に関する事。 5 危険物取扱者、消防設備士、防火管理者、電気工事士等に関する事。 6 火薬類及び猟銃の保安に関する事。 7 高圧ガスの保安に関する事。 8 電気工事及び電気用品の保安に関する事。 9 消防学校に関する事。 防災室 1 県及び市町村の地域防災計画その他災害対策に関する事。 2 防災に関する連絡調整に関する事。
不明 かなり従前より、人事異動に伴う職員の交代を経つつも1名程度の女性職員は配置されていた。	総合防災課 副主査 1名 ・防災啓発業務等
不明 具体的な時期は不明だが、定期人事異動の流れの中で男女の別なく職員を配置している。	国民保護に係る業務一般を担当。主事。
不明 かなり前から配置している	危機管理・主査
不明	担当業務:消防担当(表彰、叙勲関係事務)、役職:副主幹
不明	消防担当(表彰・叙勲、消防学校、防災学習館など)

不明	・火薬類、危険物等事務の総轄、・消防団関係業務、・液化石油ガス許認可、立入検査等
不明	災害時の広報 情報収集業務 訓練担当 など
不明	<平成19年度> (担当業務)・災害ボランティアの登録・活動支援、民間防災組織の育成、防災に関する普及啓発等 (役職)・一般職員(主任)
不明	複数の職員を配置 県地域防災計画の修正、県国民保護計画の変更、市町村に対する補助事業の運用 等
不明	・消防関係 役職:主事 メディカルコントロール協議会の庶務、消防恩給、救急業務等 ・訓練・啓発関係 役職:主事 住民への啓発及び研修等関連並びに民間防火組織等に関する業務 ・保安関係 役職:主事 電気工事士免状交付、電気工事業業者の登録業務等、 役職:主事 LPガス許可、届出、指導等 役職:主査 高圧ガス製造施設等検査(完成・保安)に関すること 役職:副主査 LPガス施設、火薬庫等
不明	消防、防災、国民保護すべてに女性職員配置。役職は主査、主任主事、主事(すべて担当レベル)。
不明	(主事)自主防災組織等に関する事務、消防に関する事務、危機管理・自衛官募集等に関する事務
不明	特定のポストを設けてはいない。現在、消防担当1名、保安担当1名の合計2名の職員を配置(年度によってはいずれか1名のときあり)

c . 配置メリット

【男性・女性で異なるニーズへのきめ細かな対応】

- ・ 消防防災・危機管理部局に限らず、男性、女性の両方がバランスよく配置されていることにより、多様な意見を反映して業務が遂行できる。
- ・ 企画立案や訓練などに、女性の視点にたった意見が反映されることにより、よりきめ細かな防災体制を構築できる。
- ・ 配置された当初は、地震のあった地域を男女共同参画課の女性職員と一緒にまわり、当時の避難所運営などにおいて女性の視点からの調査を行いその後の施策に反映させることができた。
- ・ 災害予防対策及び災害対応において、女性のニーズを考慮した対応を行うことができる。

【市町村・県民への対応に際してのメリット】

- ・ 婦人防火クラブの活動支援や全国女性消防団員活性化大会を通じた女性消防団員の加入促進など施策の推進に当たって、女性の視点を活かすことができた。
- ・ 県下市町村消防では、近年、現場での女性職員の採用が増えているが、現場女性職員からの相談への対応や他市町村での救急における女性患者への対応事例を紹介することなどの連絡調整ができるようになった。

【その他】

- ・ 防災関連行事等で女性が担当した方が適任である業務があることがしばしばある。
- ・ 性別による業務の差はないため、特にメリット、デメリットはないと考える。女性の視点という面については、性差よりも個人の考え方、視野の広さによるところが大きいと考える。
- ・ 無線従事者免許の有資格者の配置。

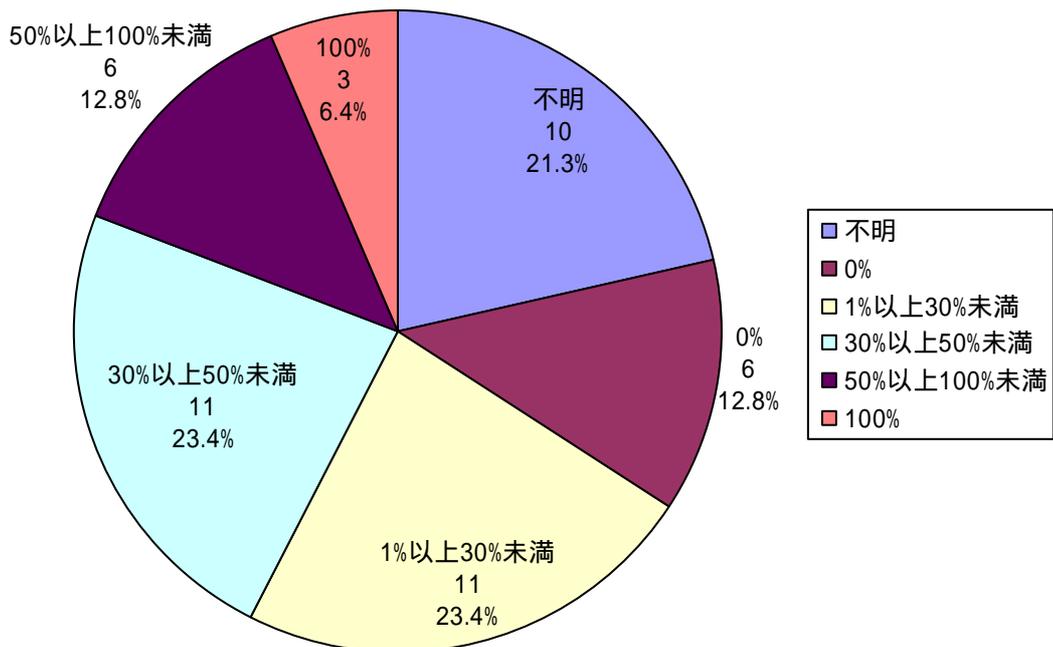
9. 市町村地域防災計画に、男女共同参画の視点を取り入れている市町村

(回答対象：37 都道府県)

	市町村総数	うち取入市町村数	取入率
市町村数合計	1,260	414	32.9%
市町村数平均	34.1	11.2	32.9%

(視点取り入れ率の分布)

取入率区分	都道府県数
100%	3 (6.4%)
50%以上 100%未満	6 (12.8%)
30%以上 50%未満	11 (23.4%)
1%以上 30%未満	11 (23.4%)
0%	6 (12.8%)
不明	10 (21.3%)
計	47 (100.0%)



10. 市町村防災会議における女性委員の割合を把握しているか

	把握している	把握していない	計
都道府県数	20 (42.6%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)

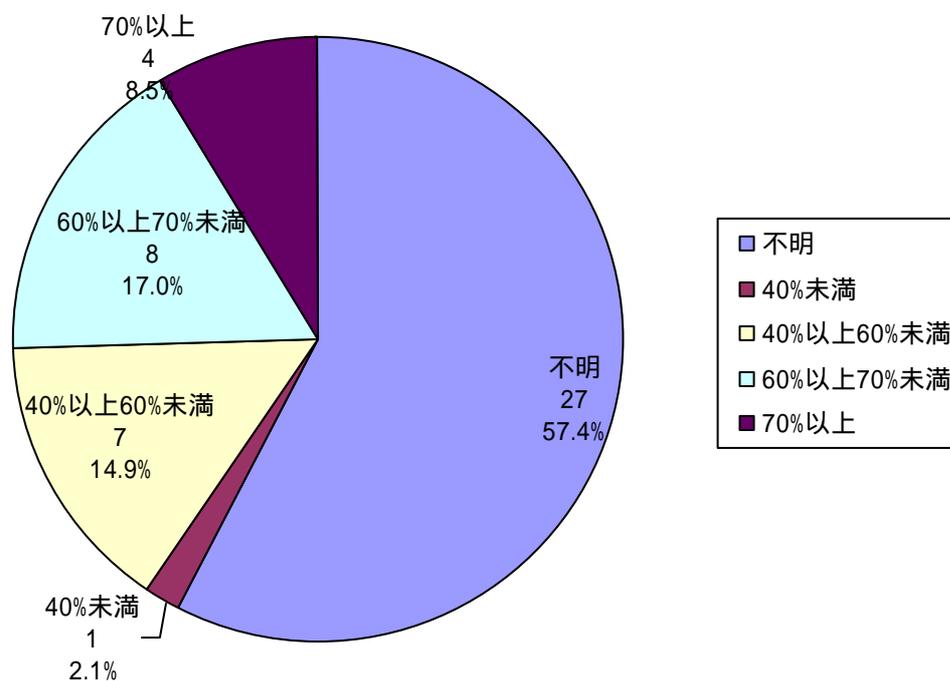
a. 女性委員が未就任の市町村

(回答対象：20 都道府県)

	市町村総数	うち女性委員 未就任市町村数	女性委員未就任率
市町村数合計	596	393	65.9%
市町村数平均	29.8	19.7	65.9%

(女性委員未就任率の分布)

未就任率区分	都道府県数
70%以上	4 (8.5%)
60%以上 70%未満	8 (17.0%)
40%以上 60%未満	7 (14.9%)
40%未満	1 (2.1%)
不明	27 (57.4%)
計	47 (100.0%)



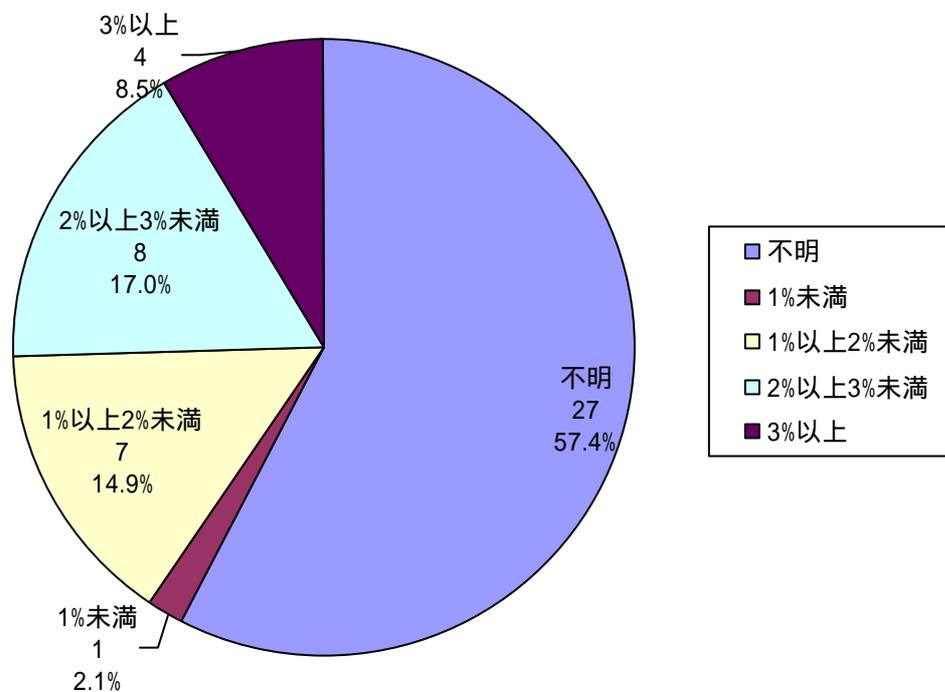
b. 女性委員就任率

(回答対象：20 都道府県)

	委員総数	うち女性委員数	女性委員就任率
女性委員数合計	16,247	356	2.2%
女性委員数平均	812.4	17.8	2.2%

(女性委員就任率の分布)

就任率区分	都道府県数
3%以上	4 (8.5%)
2%以上 3%未満	8 (17.0%)
1%以上 2%未満	7 (14.9%)
1%未満	1 (2.1%)
不明	27 (57.4%)
計	47 (100.0%)



11. 防災分野への男女共同参画を進めるに際して、障害となっていること
(法制度、職員の意識の問題、女性委員候補に関する人材・情報の不足等)

【法制度（特に防災会議の構成に関して）】

- ・ 防災会議への女性委員の就任に関しては、法令による職務指定があるため、女性が関係団体の役職者に就任しないと委員への就任は難しい。
- ・ 防災会議の構成員について、災害対策基本法に規定上、有識者枠がないこと。
- ・ 防災会議の委員については、各防災関係機関の充て職扱いとなっていることから女性委員に限定した任命は困難。国民保護法のように、さらに第7項以外に第8項を設け、他の女性団体の長が入れるような形となっておれば委員比率を向上することが可能。

【女性委員候補に関する人材・情報の不足】

- ・ 人材・情報の不足（絶対数も少なく、また、情報も少ない）
- ・ 行政、民間企業、団体等での女性登用が進まないと防災会議等においても女性委員登用が進まない。
- ・ 防災会議の委員や自治体の防災担当職員に女性が極めて少ないこと

【防災に対する認識の不足】

- ・ 非常時には誰かに守ってもらえばよいという女性自身の甘え（自治体職員、住民ともに）
- ・ 災害時要援護者対策や家庭内対策など、女性が活躍している分野においても防災対策が必要であるが、防災は男性が活躍する分野という先入観が根強い。
- ・ 防災分野における女性の視点の重要性についての認識が低いこと。

【その他】

- ・ 防災会議など意思決定の場への女性の参画が少ないこと。
- ・ 業務内容。
- ・ 防災備蓄や災害対応資器材は重かったり大きかったりして、女性には非常に扱いにくい。
- ・ 男女共同参画の視点に立った、防災に関する普及啓発が進まず、内容も不足している。
- ・ 避難所での男女のニーズの違いに配慮する必要があるが、通常避難所は、小・中学校、公民館が使用されており、避難者の数も予測できない。そのため、間仕切りの設置、男女別の更衣室の設置などは災害が発生してから臨機応変に対処するしかないのが現状である。
- ・ 特に阻害要因となるものはない。
- ・ 防災分野での具体的な取組みについての情報の不足。

12. 防災分野における男女共同参画を進めるために必要なこと
(防災関係者・市町村担当者・地域住民の意識啓発等)

【消防団への女性加入促進、人材育成など、自主防災組織等における男女共同参画の促進】

- ・ 女性防災活動リーダーの育成
- ・ 女性消防団員の加入促進など。
- ・ 平素から女性の視点を取り入れた防災訓練の実施や自主防災組織等における女性リーダーの育成に努めるなど住民の意識啓発が必要。

【女性自身の意識改革とそのための取組】

- ・ 防災関係者、県・市町村、人事担当者、地域住民の意識啓発
- ・ 自分の身は自分で、また地域をも守ろうという女性自身の意識改革

【政策立案等意思決定過程における女性の登用・男女共同参画の促進】

- ・ 様々な意思決定や計画策定等の会議等に、市民公募等による女性の登用。
- ・ 各防災関係機関における女性の積極的な配置・登用

【その他】

- ・ 小型軽量化したり補助器具を備えたりして、女性でも簡単に扱えるような防災備蓄・災害対応資器材の開発。
- ・ 女性が防災活動等に参加しやすい環境の整備。
- ・ 防災分野においては、男女共同参画の視点(区別)ではなく、すべての県民や要援護者等災害弱者対策の視点で行うべきものであり、男女共同参画は老若男女を含む県民の中に内包されていると考える。
- ・ 災害対策基本法の見直し。
- ・ 防災分野での男女共同参画に係る、県、市町村、地域など様々なレベルでの取組事例の情報提供
- ・ 学校の空き教室に畳を敷き、小さな区画に分割しておくなど、避難施設としてあらかじめ整備しておく等の対策が必要であり、国の助成も必要。

13. 被災時に防災担当職員が即応することを目的とした職員住宅における防災担当者入居枠など、災害待機宿舎のような役割を持つ職員宿舎はあるか

	ある	ない	計
都道府県数	11 (23.4%)	36 (76.6%)	47 (100.0%)

a. 女性職員の入居状況

	入居している	入居していない	計
都道府県数	1 (9.1%)	10 (90.9%)	11 (100.0%)

b. 職指定以外の入居者構成配慮事項（性別、年齢、家族構成、経歴等）

- ・ 特にない。
- ・ 緊急時に徒歩1時間以内（県庁から半径3km以内）に参集できる場所に勤務していること。

14. 防災担当部局と男女共同参画担当部局が、協働することはあるか

(人事交流、調査、広報啓発等)

	ある	ない	計
都道府県数	20 (42.6%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)

a. 協働内容

【女性の意見を反映するための仕組みづくり】

- ・ 男女共同参画担当部局と防災担当部局が協働し、男女共同参画推進プランの改定案に、「男女双方の視点に配慮した地域防災計画等の見直しの検討」を位置付けた。
- ・ 被災地域を男女共同参画課の女性職員と一緒にまわり、当時の避難所運営などにおいて女性の視点からの調査を行いその後の施策に反映できた。
- ・ 地域防災計画修正時における情報照会や意見交換など。
- ・ 県地震防災対策アクションプログラムの避難所運営ワーキンググループにおいて女性の視点に立った避難所運営手法の検討をしている。

【政策立案等意思決定過程における女性の登用】

- ・ 防災会議のメンバーへの女性委員就任による女性比率向上のための協議等
- ・ 防災会議、石油コンビナート等防災会議の女性委員のさらなる登用について検討。
- ・ 審議会等委員候補の人材情報の提供。

【広報啓発・学習機会の提供】

- ・ 広報啓発等（自然災害をテーマにした女性の集会における防災の取組み事例紹介）
- ・ NPOとの協働事業として、男女共同参画担当部局と防災担当部局が連携して、防災・まちづくりへの女性の参画をテーマとしたシンポジウム等を実施
- ・ 災害対応訓練等。
- ・ 地域レベルでの学習会や講演会の開催。

15. 消防団、町内会等、地域の防災組織に、女性の参画を促す施策があるか

	ある	ない	計
都道府県数	32 (68.1%)	15 (31.9%)	47 (100.0%)

a. 施策内容

- ・ 消防団については、総務省消防庁と連携し、市町村が「消防団入団促進キャンペーン」を積極的に行えるよう、同キャンペーンの広報の推進を行った。
- ・ 県女性消防団員等確保促進事業費補助金
市町村が行う女性消防団員等入団促進事業（女性消防団員等募集のための募集資材の作成、イベント等の開催、女性消防団の設置又は増員時に必要な制服・用具の購入等に要する経費など）に対して補助を行う。
- ・ 女性消防隊を有する市町村に対し、女性消防隊が行う初期消火活動等における物品購入に対する助成を行っている。
- ・ 婦人防火クラブを有する市町村婦人防火委員会又は市町村に対し、住宅用火災警報機設置促進活動等を行う経費に対し助成を行っている。
- ・ 市町村が女性消防団員を採用するにあたり、制服等の作成に要する経費に対する助成を実施している。
- ・ 女性消防団員意見発表会の開催（隔年開催）。
- ・ 県女性消防団連絡協議会へ(財)県消防協会を通して運営費を助成。
- ・ 女性消防団員意見交流会の開催。
- ・ 消防団員に占める女性の割合が全国平均より低いことから、女性団員確保の観点から、平成15年度～平成17年度の3ヶ年に渡り、「女性消防団員確保対策推進事業」を進めてきた。その後も、「消防団機能別団員促進事業」などで、女性団員の更なる確保に努めている。
- ・ 市町村が予防、広報活動に従事する女性を機能別消防団員として採用する際の助成制度。

b. 女性に期待する役割

- ・ 女性被災者特有の生活物資、環境要求もしくは、情報の整理。
- ・ 女性の視点での、防災・減災行動などの発想。
- ・ 地域での防災リーダーとして積極的な啓発活動や災害時の避難所の運営等への取り組みについて。
- ・ 女性消防団員の役割として、消火活動のみならず、婦人防火クラブや保育園への防火・救急活動、そして高齢者宅等への防火診断など、地域コミュニティに密着した活動が期待できる。
- ・ また、実際の災害時には、要援護者支援等において、女性の視点からの対応が期待できる。

16. 都道府県防災計画等において、運営マニュアルにおける配慮の明記など災害時の避難所の運営について、女性のニーズに配慮した項目があるか

	ある	ない	計
都道府県数	37 (78.7%)	10 (21.3%)	47 (100.0%)

a. 項目内容（トイレ、着替え、風呂、授乳、防犯への配慮、女性職員の配置等）

- ・ 男女両性の避難所管理職員の配置、避難所でのプライバシーの確保、更衣室・授乳室の確保、仮設も含めたトイレの男女別設置、男女両性の立場からの必要な物資の把握
- ・ 妊産婦等の要援護者に配慮して、旅館やホテル等の借り上げを努力することや、こころのケアを含む健康相談等の配慮を実施することを記載。
- ・ 「県避難所運営マニュアル策定指針」で、
 避難所運営委員会の構成員へ女性の参加
 トイレ、風呂・シャワー、更衣室の男女別の設置等
 女性に必要な物資が不足しないよう管理徹底 を明記。
- ・ 県で作成中の市町村避難所運営マニュアル作成モデルでは、トイレ、風呂、授乳、更衣や居住空間のプライバシーの確保に配慮しているほか、避難所で相談しやすいよう窓口への女性の相談員の配置を示している。

17. 災害に備え、特に女性が必要とする物資として、何を備蓄しているか

- ・ 特に女性用に限定した物資は備蓄していない。
- ・ 生理用品・医薬品、女性用肌着、女性サイズのジャージ
- ・ 粉ミルク、哺乳瓶、乳幼児食、紙おむつ（大人用・子ども用）
- ・ プライベートスクリーン、簡易トイレ
- ・ 流通事業者やコンビニエンスストアのほか、生協等と災害時応援協定を締結し、その手配項目に生理用品等、女性が避難所等で必要とする物品を予め考慮するなどしている。

18. 災害備蓄について、特に女性（庁内女性職員や審議会等の女性委員、都道府県民など）の発案によって備蓄している物資があるか（日常生活用品、介護・子育て関係用品等）

	ある	ない	計
都道府県数	0 (0.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)

19. その他、防災・被災・復興等に関して、主に女性をターゲットとした独自のガイドライン・計画・施策等はあるか

	ある	ない	計
都道府県数	1 (2.1%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)

a. ガイドライン・計画・施策等の名称と概要

- ・ 東京都「妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」(平成19年3月)

20. その他、防災分野における男女共同参画の推進についての意見等

【政策決定等意思決定過程における男女共同参画の促進について】

- ・ 男女双方の視点に配慮した防災の推進については、地域防災計画に自主防災組織への女性の参画や避難所の生活環境において男女のニーズの違いに配慮をするなど既に盛り込んでいるが、今後は、男女共同参画の視点にたった防災に関する政策・方針決定過程においても女性登用するよう地域防災計画に盛り込む方向で検討しているところ。
- ・ 男女共同参画担当部局における各種審議会女性委員リスト及び女性人材情報の提供
- ・ 中央防災会議委員への女性委員の積極的な起用

【女性職員の配置等について】

- ・ 災害は 24 時間 365 日対応が求められるため、自治体において家庭での責任が重く働き方に制約の多い女性を防災担当に配置することは難しい。しかし一方で、男性であっても家庭における責任を大きく求められている昨今の状況を鑑みると、防災を担当する個々の職員に過度に負荷がかからないような仕組みが必要である。全庁的に災害対応の当番制度を設けるなどのシステムを構築した上で、防災の施策部門に女性をもっと多く配置することが必要である。
- ・ 防災の施策部門に女性担当者が多くなれば、住民への広報啓発活動に家庭人としての視点や説得力も付加され、住民の女性も防災を自分たちの問題としてとらえやすいはずである。

【女性に対する意識啓発について】

- ・ PTA など女性が多く参加している場を通じて、家庭を意識した身近なテーマで講演をしたり、女性でも気軽に参加できる訓練を実施するなど、意識啓発を図ることが重要であると考えます。
- ・ 防災分野における女性の参画は、南海地震をはじめとする有事の際への備えとして大変重要なことであり、訓練やイベントをはじめとした機会を捉えて女性の参画を積極的に推進してまいりたい。

【その他】

- ・ 地域の防災組織や避難所の運営等では特に全国知事会から全国市長会、全国町村会への働きかけが有効であると思われる。
- ・ 自主防災組織等への女性の積極的な参加が、防災分野への男女共同参画の推進や地域の安全安心に繋がるものと考えます。
- ・ 防災分野においては、老若男女すべての県民を対象としており、男女共同参画はその中の老若男女の中に内包されていると認識している。
- ・ また、自助・共助・公助の精神でもって高齢者・妊婦をはじめとした、いわゆる災害時要援護者対策の視点が大切と考えている。
- ・ 平常時と違って、災害時は多くの被災者が避難所で長期にわたり過ごすことになり、その後も仮設住宅などの集合住宅での暮らしが続く。幅広い世代の男女と一緒に生活することについての様々な課題を、過去の災害から十分検証して運用することが必要。